



みんなの  
法務部

2024年5月号

VOL.2

# 月刊ブライト

弁護士法人ブライト みんなの法務部 事務所報

米尔フォードトラックの風景 撮影：代表弁護士 和氣 良浩

## “世界で最も美しい散歩道” を歩く

3月初旬、ニュージーランドの米尔フォードトラックを歩いてきました。弁護士になる以前から、「一度は行ってみたい」と思っていた憧れの地。その夢がついにかないました。

### 歩行距離は4日間で約65km！

米尔フォードトラックは、自然を守るために入山管理が厳格に行われており一日50名しか入山できないため、予約がなかなか取れない場所です。今回参加したガイドツアーは山小屋泊で、3泊4日かけて約65kmを歩きます。過酷なトレイルと思う方もいらっしゃるかもしれません、なんと1日3食付きで夜はコース料理。従来の「山小屋」のイメージとは違い、かなりきれいで豪華なロッジなので、安心して泊まることができました。

### サンドフライは神様の使い？

一方で、ツアー中は常に虫刺されに悩まされていました。ニュージーランドに生息するハエの一種で、“サンドフライ”と呼ばれている虫ですが、かまれると非常にかゆく、顔がボコボコになりました。このサンドフライ、人間にとっては天敵ですが、美しい自然を守るために“神様の使い”だとされています。人間や動物の行き過ぎた侵入を防いでくれているのかもしれませんね。

初めての米尔フォードトラックは、言葉で言い表せないぐらい美しい景色で大自然をたっぷり満喫できました。電波の通じない4日間はデジタルデトックスにもなり、仕事のことを考える日常から離れて、現実世界でのコミュニケーションや、自然とのつながりにフォーカスすることができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。

次のロサンゼルス旅行記もお楽しみに！

代表弁護士 和氣 良浩



### 「解約料」(キャンセル料) が高すぎる？

皆さんの中には、解約料（以下「キャンセル料」といいます。）を支払ったことのある方がおられると思います。たとえば、ホテルの宿泊予約をキャンセルしたら、直前のキャンセルではなかったにもかかわらず宿泊料全額（100%）に相当するキャンセル料を請求された方や、エステ店で12回コースの契約をした後でキャンセルを申し出たところ、高額のキャンセル料を請求されて驚いた方もいるかもしれません。

近時、消費者庁は、こうしたキャンセル料に関するトラブルが多く生じていることなどを受け、望ましいルールのあり方を検討するための研究会を立ち上げ、議論を開始しています。

### 「平均的な損害の額」の曖昧さ

これまで、キャンセル料の妥当性を検討する際には、主に消費者契約法の条文（第9条第1項第1号）に記載された「平均的な損害の額」を超えるか否かが基準とされてきました。もっとも、どのような場合に「平均的な損害の額」を超えるかについては、はっきりしない部分が多く、キャンセル料を支払う側だけでなく、キャンセル料を設定・請求する側の事業者からも、こうした基準の問題点が指摘されてきました。

こうしたルールの曖昧さから、リスクを回避しようとする事業者の中には、「同じ業界を見渡した上で、他社と横並びのキャンセル料を設定しておこう」と考える事業者もいます。

今後、キャンセル料を規律するルールの問題点が解消されることで、予測可能性が高まり、消費者・ユーザー側だけでなく、キャンセル料を設定する事業者・会社側にとっても、望ましい状態が生まれることを期待しています。

パートナー弁護士 笹野 皓平

## ミャクミャクの 二次創作

いよいよ大阪万博開幕まで1年を切りました。その公式キャラクター「ミャクミャク」は一度見たら忘れられない（！）インパクトがあり、実は人気があるようです（そういえば、奈良の「せんとくん」も、今となっては人気者ですね。）。

さて人気キャラクターとなると気になるのが「二次創作」。二次創作（二次的著作物）とは、①オリジナルをもとに変更を加えた新しい創作表現であって、②オリジナルの特徴を直接感じさせるもの（著作権法2条11号、江差追分事件最高裁判決参照）。一目見たときに、「あ、オリジナルはミャクミャクだな」とわかるようなキャラクターを使った、イラストや漫画、着ぐるみ、デザインその他の著作物のことです。

### 同人誌って違法なの！？

この二次創作の典型は同人誌です。日本では、盛大にコミックマーケット（コミケ）が開催され、オリジナルのキャラクターを模したキャラの登場する同人誌が作られていますが、実は、そのような同人誌は、現行法上、著作権者の権利を侵害しているということになっているのです！　ただし著作権侵害は、著作権者が訴えなければ損害賠償や刑事案件になることはないとされていますので、黙認されているキャラクターもあります（二次創作によって、オリジナルとともにキャラクターが広く知られるようになるというケースもあります。）。他方で、オリジナルを守りたいと厳しい対応をする著作

権者もいます。その中間として、キャラクターを広く知ってもらおうと、「ガイドライン」を作り、その範囲であれば二次創作を認めるという考え方の原作者もいます。

### ミャクミャクはどうなっている？

では、ミャクミャクについてはどうなっているのかなと調べてみましたところ、ミャクミャクの著作権者である万博協会のホームページに「二次創作ガイドライン」が公表されていました。中間パターンですね。「公式キャラクターの二次創作を通じてより一層万博へ関心を寄せてほしい」という思いにもとづき、ガイドラインに従ったものならばOKとしているわけです。



さて、このガイドラインによると、二次創作は、①非営利目的で、②個人的な利用に限って使えるとされています。また、当然ながら③不快なものや万博の価値を下げるものはダメです。この基準のうち①に関して、ガイドラインは、報酬はもちろん、実費相当の対価を受けることも禁じていますので、同人誌の「販売」というのはダメですね。他方で、個人がイラストを描いてX（旧twitter）やブログに掲載したり、個人的にコスプレをして楽しんだりTiktokやインスタにあげるということはOKなようです。

皆さんも、ぜひ楽しいミャクミャクの二次創作を作って、大阪万博の開幕を心待ちにしてみられてはいかがでしょうか！

ちなみに、この記事にもミャクミャク

のロゴやイラストを使いたかったのですが、弁護士「法人」の「宣伝広告物」ですので、ダメですね。残念。

弁護士 嶋本 敦

## 事務員（新卒）が入所しました

この4月から、プライトでは2名の新卒の方が事務員として入所しました。昨年、一昨年と3年連続で新卒の事務員を迎え入れているのですが、今年の新卒スタッフを昨年の新卒スタッフがフォローしてくれていたり、一昨年の新卒スタッフがパラリーガルへ昇格したりと成長を感じます。

プライトでは、私のようなパラリーガルを含め、事務員がクライアントの皆様と弁護士の橋渡し的な存在となるべく、日々研鑽しております。ChatWorkやSlack、メール等で関わらせていただく機会もあるかと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

パラリーガル 岡田 麻衣



CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人プライト



0120-929-739

【受付時間】平日9:00-18:00

MAIL



LINE

